

先端設備等に係る課税標準の特例適用申請書
 <特例割合3年間2分の1、(賃上げ表明により4, 5年間3分の1)>

(取得年月が令和5年3月以前の資産は対象外です)

これは記入例です。

申請書を印刷し、太枠内を記入して、添付書類と併せてご提出ください。

め以下のとおり申請します。

令和 6 年 1 月 30 日

所有者	住所	飯田市大久保町 2 5 3 4 番地		個人事業主は代表者個人の住所氏名を記入。押印も忘れずに。
	氏名(名称)	株式会社 飯田製作所		
担当者	税理士 飯田 一郎	連絡先	0265-22-4511	

2 対象となる資産 (対象資産が多い場合は、別紙にて一覧を添付して下さい。)

償却資産申告書の種類別明細書(増加資産・全資産用)と同じ内容を記入して下さい。

資産の種類(該当するものに○)	資産の名称	取得年月(※1)	数量	取得価額
○ 機械及び装置 工具、器具及び備品	プレス機械装置N700	令和5年 3 月	1	3,000,000 円
機械及び装置 工具、器具及び備品				円
機械及び装置 工具、器具及び備品				円

償却資産申告書の種類別明細書と同じ資産種類、名称等を記入。

償却資産申告書に記載した「資産の種類」「資産の名称」「取得価額」が先端設備等導入計画の設備の内容と異なる場合には、その理由を記入してください。

(例)機械装置を設置する際に、配線の関係で据え付け費用が予定よりも多かつたため。

3 課税標準の特例適用の要件について確認をしました。(該当するものに○または✓を記入)

先端設備等導入計画の申請者(※2)が個人または資本・出資を有しない法人の場合		賦課期日(本年1月1日)において、従業員数は1,000人以下ですか?	はい	いいえ
先端設備等導入計画の申請者(※2)が資本・出資を有する法人の場合		賦課期日(本年1月1日)において、資本金・出資金の総額は1億円以下ですか?	○はい	いいえ
		賦課期日(本年1月1日)において、みなし大企業(※3)ではないですか?	○はい	いいえ
この申請に必要な添付書類の確認		1月1日時点の資本金・従業員数、みなし大企業ではないことを確認。添付書類がそろっているかチェックする。	(チェック)	
飯田市が発行した「先端設備等導入計画に係る認定			✓	
認定を受けた「先端設備等導入計画」の写し			✓	
認定経営革新等支援機関が発行した「先端設備等に			✓	
(先端設備等導入計画に賃上げ表明を記載の場合) 証する書面の写し			□	
(資産の所有者がリース会社の場合) リース契約書の写し			□	
(資産の所有者がリース会社の場合) 公益社団法人リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」の写し			□	
先端設備等導入計画の認定取消を受けたことが判明した場合には、翌年度(1月~3月の認定取消は翌々年度)から課税標準の特例が適用されません。ただし、虚偽の申請により認定を受けた先端設備等導入計画が取消となった場合はこの限りではありません。			(了承済) ✓	

記入上のお願い・注意事項

- ※1 先端設備等導入計画の認定を令和7年3月31日までに受けている場合でも、取得年月が令和7年4月以降の資産は対象外です。
- ※2 リース資産の場合は、資産の使用主である先端設備等導入計画の申請者について記入してください。
- ※3 みなし大企業とは(租税特別措置法施行令):同一の大規模法人(資本金1億円を超える法人や、資本金・出資金額5億円以上の大法人等による完全支配関係がある法人)に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人。または、大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人。